

## 61—03 P D T

## 拒絶査定不服審判の請求ができる時期

## 1. 審判請求ができる時期

- (1) 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から3月以内に審判を請求することができる（[特 § 121①](#)、[意 § 46①](#)、[商 § 44①](#)）。

拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった後においてのみ請求することができる。

拒絶査定がされていないのに拒絶査定不服審判を請求したときは、その請求を審決をもって却下する。

（却下の理由の文例）

本件審判の請求は拒絶査定がされる前にされたものであるから、特許法第121条第1項の規定に違反し、かつこの不備は補正をすることができないものである。したがって、結論のとおり審決する。

- (2) 審判を請求する者がその責に帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者2月）以内で上記期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（[特 § 121②](#)、[意 § 46②](#)、[商 § 44②](#)）。

- (3) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で[特 § 4](#)（[意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）に規定する期間を延長することができる（→[25—01](#)）が、特許出願の拒絶査定不服審判についての期間（[特 § 121](#)）を除き、原則として延長はしない（→[25—04](#)の2.、4.）。

（改訂 H27. 2）